

お客様各位

成協信用組合

一部預金規定の改定および廃止のお知らせ

平素は格別なるご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。当組合は、2026年7月1日（水）、一部預金規定・用法を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。なお、改定日以前に当座預金をご契約いただいたお客様にも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

1. 改定日

2026年7月1日（水）

2. 改定対象の規定

- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 改定内容

「当座勘定規定」改定新旧比較表

改定前	改定後
<p>第2条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。</p>	<p>第2条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、2026年10月1日より他行を支払人および支払地とする手形または小切手は受入れません。</p>
<p>第8条（手形、小切手の支払い）</p> <p>(1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>(4) 追加</p>	<p>第8条（手形、小切手の支払い等）</p> <p>(1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>(4) 2026年10月1日より払戻しの場合、当組合所定の払戻請求書に記名、お届けの印章を押印して提出して下さい。なお、</p>